

J. Bonelli (Hrsg.), *Der Mensch als Mitte und Maßstab der Medizin*,

Wien 1992;

J. Bonelli u. E. H. Prat (Hrsg.), *Leben-Sterben-Euthanasie?*, Wien 2000;

Günther Pöltner, *Grundkurs Medizin-Ethik*, 2. Aufl., Wien 2006.

山田 秀

一 ヴィーンの自然法論近刊の紹介

私は、二〇〇一年九月に第六回ヨハネス・メスナー記念国際シンポジウムに参加報告したが、そのシンポジウムで知り合ったエンリケ・日・ブラート教授から数冊の書物の贈呈を受けて帰国した。ブラート教授は哲学者で、IMABE-Institut (Institut für medizinische Anthropologie und Bioethik<sup>\*</sup> 医療人類学及び生命倫理学研究所)の事務局長を勤めている。その後、たまたま生命倫理学関係の特集の企画を担当していた私に以前ブラート教授から頂戴していた書物及び雑誌を読み通してみる機会が訪れた。そのうちの二冊が次のものであった。

J. Bonelli u. E. H. Prat (Hrsg.), *Leben-Sterben-Euthanasie?*,

Wien 2000

本書は、本文一七五頁というものであるが、内容は非常に興味深いものである。そうであるならば尚更のこと、私はなるべく私のプリズムを通さないうで直接我が国の読者に内容を伝えたいと考え、時間的な制約下において何とか三篇を翻訳することが出来た。もちろん先方に翻訳許諾を得た上での翻訳掲載となった。

その時の優先的に候補としたものは、Günther Pöltner ギュ

ンター・ペルトナー著「生命の不可侵性——自己決定の限界——」, Enrique H. Prat エンリケ・H・プラート著「自己決定への疑問——自殺する権利とか望んでいるから殺害してもらう権利とか存在するものだろうか。——」, Johannes Bonelli ヨハネス・ボネリ著「医療現場からみた死の介添えと緩和医療」の三篇であった。ペルトナー論文によると、自己決定の限界は「人間の尊厳」にある。自己決定による囑託殺人は許されない。それは、制度的な観点からも吟味されねばならない。本論文はよく考えられた伝統的な立場からの論稿である。プラート教授は、自己決定による安楽死、特に積極的安楽死を不可とする論陣を張り、真の同情、即ち愛は「他者の苦痛と連帯する」と主張する。ボネリ所長はその論文で、我々の身近から著しく失われてしまった「人間に相応しい死の文化」は、再び新しく獲得されなければならないと、説く。外にも掲載に値する論文がいくつもあったのであるが〔例えば、Günter Vitz キュンター・フィルト「倫理神学からみた人間の生命の保護」, Anselm W. Müller アンゼルス・W・ミュラー「生の延長か、それとも死の延長か」, Renate Riedler-Singer レナーテ・リードラー＝ズインガー「『家族に看取られての死』は如何にして支えられるか?」, Martin Sorge マルティン・ゾルゲ「移動型ホスピス・ヴィーン」その他〕、時間的な余裕がどうしてもなかったため、それ以上は果たし得なかった。三篇の拙訳は『社会と倫理』第十七号（南山大学社会倫理研究所、二〇〇四年十二月）

に掲載されている。

さて、IMABE（医療人類学及び生命倫理学研究所）所長のヨハネス・ボネリは、一九四四年生れ、内科、心臓病学、医療薬物学専攻の医学博士で、現在聖エリザベット病院内科長でもある。IMABEの事務局長がプラート教授である。彼も同じく一九四四年生れである。ペルトナー教授は、ヴィーン大学哲学部教授で、所属は異なるが緊密な応援要員である。教授に就いては、再度後述する。

先に触れた三論文は、前に少し紹介した如く、いずれも実に興味深く、示唆に富み、説得的でもあったが、論集全体の学術水準の高さも言うまでもない。そこで、是非その叢書の既刊本も読んでみたいと考えて注文したところ、運よく「と言うのも、その後間もなく品切れとなっているから」取り寄せることができた。その創刊号巻頭論文が、ペルトナー教授のものであった。

## 二 IMABE（医療人類学及び生命倫理学研究所）の「医学及び倫理学」叢書第一巻

本書「医学医療の中心であり基準である人間」(*Der Mensch als Mitte und Maßstab der Medizin*, herausgegeben von J. Bonelli, Wien 1992) は、ヴィーンにあるIMABE-Institut が刊行している「医学及び倫理学」叢書の第一巻である。創刊号だけあって、約二七〇頁の三部構成の文字通りの力作揃いである。

全体の構成は、第一部「人格としての人間の本性」、第二部「倫理的行為」、第三卷「苦しみ」となっている。執筆者の顔ぶれも、医者、哲学者、神学者、心理学者に、年齢も公刊当時四〇歳から七〇歳に及んでいる。それでも全体としてはもちろん統一性を有しており、現在に到るまで日本で一方的に流行しているアメリカ型の生命倫理学、医療倫理学とは明確に色調が異なる。「ちょっと言い過ぎか？ 独仏の議論情況やイタリヤのそれも少し紹介されているので、今後は益々注目されていくことを願う。」それは、伝統的な存在論的な医療及び生命倫理学である。

第一部は五つの論文を収録。巻頭論文は白眉である。ギュンター・ベルトナー、彼はウィーン大学の哲学部教授でもあり、カント学者としても名を成しているという人物であるが、そのベルトナーは「尊厳の尊重と利益の擁護」論文で現代の帰結主義的倫理学を徹底的に吟味する。Martin Rhonheimer ローンハイマーは「自然によって倫理規範を基礎づける」場合の「自然」とは人間「本性」であって(「自然」も「本性」もドイツ語「Natur」ラテン語「natura」では同一語である。故に、「自然本性」という冗語的訳語が当てられる場合も見られる。)、自然主義誤謬を指弾する英米流とは異なる存在論的により深い視座からことを論じている。所長で内科医のヨハネス・ボネリも例えば、聖トマススの『神学大全』を参照しつつ(一!)、現代

思想家も視圏に組み入れて「人格としての患者」を論じている。第二部は哲学者と神学者による四論文で構成される。ローンハイマーは「倫理学、行為、倫理性」を、Alfred R. Sonnenfeld ゾネンフェルトは「直接的及び間接的安楽死を手掛かりに医療行為の倫理的質」を、Andreas Lann ラウン(神学者)は「良心の法則」を、そして再度ゾネンフェルトは「自己実現と自己否定」を論ずる。

第三部は五つの論文から成る。Johannes B. Torello トレロが二論文(慰めを主題としたもの、と、老齢化における人間の尊厳を扱うもの)を寄せている。ほかに、医療現場において苦しみと苦悩とを論じるもの(ボネリ)、キリスト教的人間論を医者と患者の問題として捉えるもの(Friedrich Kummer クマー)、何のために苦しむのか、を論じるもの(Elisabeth Engels ルーカス)が収録されている。

全体として多少保守的な色調は否めないが「しかし、言うまでもないことであるが、思想を政治的安易な「保守」だの「革新」だのとレッテルを貼って区分けする単純配置図思考は卒業しなくてはならないだろうが」、人間の人格性、人間の尊厳、二〇〇〇年に及ぶキリスト教的な伝統を重視した、しかも医療現場に密着した「これこそ本書の論述に重みを与えている」、その意味でイデオロギーから距離をとった手堅い論文が目白押しである。高水準である「と私は読んでみて率直な感想を抱いた」が、何せ書かれているのがすべてドイツ語である。グロー

バル化時代とは、英語支配、それは結局英語圏の思考支配につながるのだろうか、それとは別の事態を意味する可能性がありはしないだろうか？ そうした意味において、私は多元主義・多元的価値観重視の時代のいう中での英語一辺倒化に疑問を抱く者である。

尚、ギェンター・ベルトナーの論文 *Achtung der Würde und Schutz von Interessen, in: Der Mensch als Mitte und Maßstab der Medizin, herausgegeben von J. Bonelli, 1992, S.332.* の翻訳「尊厳の尊重と利益の保護」は、『社会と倫理』第十九号（南山大学社会倫理研究所、二〇〇六年五月、一七五—一九六頁）に収録されている。

繰り返しになるが、二〇〇四年私は『社会と倫理』第十七号に、IMABE研究所発行の叢書「医学及び倫理学」の『生か、死か、それとも安楽死か』という論文集から三篇につき翻訳許諾を得て、自ら訳出して掲載した。IMABE研究所の事務局長で哲学者のブラート教授から個人的に同書を頂戴していたのがそもその機縁であった。その三篇中の一つが、ベルトナー教授の論文で「生命の不可侵性—自己決定の限界」である。その後、同叢書の創刊号を取り寄せて読んでみたが、これが大変な高水準の論文集である。そこで、その巻頭論文「尊厳の尊重と利益の保護」を是非とも我が国の読者研究者に紹介したいと思いき、ブラート教授に問い合わせたところ、快く翻訳許諾を

頂戴し、拙訳を公刊することができた。

尚、そのベルトナー教授は、既に『医学倫理学基礎教程』（Grundkurs Medizin-Ethik, Wien 2002）という単著を公刊されている。この書物も中々の好著である。トマス主義自然法論の観点から基本的に執筆されていることを特記しておかねばならない。何となれば、我が国では、当該思想家の思想的基盤の正確な認識なしに、的外れな紹介や解釈がなされないと限らないからである。

### 三 『医学Ⅱ倫理学基礎教程』

ここで、本書評で紹介する三冊目の書物の著者であるギェンター・ベルトナー教授 Prof. Dr. Günther Pöthner について略述しておく。教授は、一九四二年に生まれて、音楽及び表現芸術大学ピアノ科を優秀な成績で卒業され、その後ヴィーン大学で哲学、教育学、歴史学を研究され、哲学博士号を有する異色の学者である。現在ヴィーン大学哲学部教授。オーストリア音楽・哲学協会会長。オーストリア現象学会副会長。オーストリア現存在分析学会副会長などの要職に就いておられる。何故、丁寧語で紹介するか。それは、彼の論文を読了したときに或る種の感慨があつたからである。この著者は恐らくトミストだ。一読したときに私はそう感じた。前述の巻頭論文を読んだときにそれはほぼ確実だと踏んだ。以下で紹介する単著ではそれは愈々明々白々である。しかも、それはベルトナー教授による、

医療倫理学ないし医学倫理学という分野「この訳語に関連して、後に言及する。」での標準的「ここに「標準的」とは、信頼に足るという意味である。」教科書である。初版が二〇〇二年にUTB2177(2)として、ウーレンその他にて出版されている。そして、二〇〇六年に第二版が出ているが、ここでは初版に見られた僅かの誤植訂正、文献補充等が確認できる。

「医学Ⅱ倫理学基礎教程」(Günter Pöltner, *Grundkurs Medizin-Ethik*, 2. Aufl. Wien 2006)

三四〇頁の本書の目次を先ず眺めると、以下の如く、この分野を網羅的に取り上げている。第一章「医学Ⅱ倫理学の概念と課題」、第二章「倫理的判断形成の諸方法」、第三章「医学Ⅱ倫理学の規範的根拠づけ」、第四章「身体的・人格的存在としての健康な人間と病気の人間」、第五章「医者と患者の関係」、第六章「治療実験、人体実験、倫理委員会」、第七章「予測医学」、第八章「遺伝治療」、第九章「胚研究」、第十章「生命保護に関する討議」、第十一章「臓器移植」、第十二章「死に近くことと死」、第十三章「医療制度における資源の分配」と構成されている。

先ず「医学Ⅱ倫理学」Medizin-Ethikという見慣れない用語について最小限は説明されなくてはなるまい。この語は、著者が特に両分野を独立性と協力を等しく重視することに由来する(二〇—三三頁)。即ち、それはdie medizinische Ethik

(医学的倫理学)でもなければ、die ethische Medizin(倫理的医学)でもない訳である。医学(医療)という技術学は倫理学という行為学と本来一体的である。それが現代では二側面から再検討を迫られている。一つには、新しい治療方法の開発が見られ、もう一つには、社会のエートス形式の多元性(言い換えると多元的倫理観)が見られることによって、言わば医療行為を巡る地殻変動が起こりつつある。そうした状況下でピポクラテスの暫いに代表される伝統的な医の倫理が再検討を迫られている。本書は、こうした状況下において如上の問題意識を有しつつ「伝統的な存在論」或いはトマス主義の倫理学の立場から包括的に問題に取り組んでいる。

第一章では、その他、倫理的諸問題を考察していく上での重要概念(倫理、倫理学、道徳、エートス等)を周到に説明している(一一—三三頁)。

第二章は、倫理的判断の対象たる行為についての考察に続き、判断形成にかかわる代表的な方法論を紹介する。義務論的考察方法、目的論的(功利主義的)見解に続いて、(ピーチャムとチルドレスに拠る)四原則の見解「自己決定、危害回避、配慮義務、正義(以上ドイツ語からの翻訳。英語はself-determination, no harm, benevolence, justice)」を紹介する。本書の特徴は、この次に、行為の全体構造を視野に入れて考察するアリストテレス—トマス主義の記述にある(四五—四七頁)。著者によると、行為の倫理性は、行為の構造要素すべてを考慮に入れ

て判断されるべきものであり、(一) 目的と手段、(二) 意図、(三) 環境と行為の諸結果の諸側面を総合して判断されなければならぬ。その際に大きな手がかりを与えるのが「実践的考量」ないし「思慮」*praktische Überlegung* bzw. *Klugheit*であり、ギリシャ哲学で *phronesis*、ストア哲学で *prudentia* である。

第三章では、第二章で紹介された倫理学方法論を考慮しつつ、エートスの多元性という事実に向き合いながらも反多元主義的閉じたエートス論と相対主義的決断非合理主義の両極端に陥らずに著者が「人間の尊厳」*Menschenwürde* という原理に基づいて、人間を存在論的に把握していることが明らかにされている。「良心」*Gewissen* についても伝統的探求遺産がきちんと踏まえられているのが頼もしい。そうした基礎的前提に根拠づけられて第四章以下の具体的叙述が展開されていることが予想されるし、実際その期待は裏切られていない、と私は思う。

存在論から「人間の尊厳」に論究するところとなるか。尊厳は人間存在と同根で同周延である。従って、それは *Zuerkennung* の対象ではなく、*Anerkennung* の対象であるのみ。訳語はともかく、*Zuerkennung* は個人であれ集団であれ判断主体の一存で事にけりをつけることのできる類に関わる。それに対して、*Anerkennung* は判断主体の恣意に左右されない。前者は「資格付与行為」、後者は「確認行為」の趣旨。これをええ押さえれば、両者とも「承認する(こと)」と仮訳しても構わない。そ

こで、次の問題。尊厳は付与行為の対象ではあり得ぬため、それを奪い取ることもできない。人間は尊厳を有するから人格である。換言すると、人間であることは人格であることを意味する。

ここに、しかし異論がある。ドイツ人論客 *Norbert Hoerster* ノルベルト・ヘルスターによると、人間の尊厳は、ユダヤ・キリスト教の「神の似像」教説の世俗化形態に外ならないではないか。或いは又、尊厳の思想は、特定の哲学的ないし世界観的確信と一体化した表象に過ぎないのではないかと。なるほど、この異論に「詳しく言えば、人間の尊厳の思想は、ストア哲学又はユダヤ・キリスト教に由来する限りにおいて、普遍的なものではないという異論に」三分の理は認められる (*zuerkannend werden: mein Wortspiel*) としよう。しかし、思想の発生源とその妥当価値とは区別されねばならない。「これは自然法論者に限らず、分析系の哲学者も主張する」。尊厳思想は、変装した或る特定宗教観に基づくものでもなければ、特定哲学の基本的想定や方法に左右されるものでもない。

「人間の尊厳の思想が精々この数百年の間政治的に実現されてきたものでしかないとしても、それは妥当要求の問題ではない。それは特殊法律的及び政治的諸条件の文脈における事実上の承認の歴史である。」(五二―五三頁)

権利の思想が普及していなかったからと言って、権利それ自体が無かったとか帰結されない。最も解りやすい事例を挙げる

ならば、「生存権」という用語が存在しなかった時代、社会には生きる権利、即ち「生存権」そのものが存在しなかったとは言えない。正に生存権が侵害されたのである。生存権が生存権として尊重される事態が欠落していたのである。

ここで上述内容と密接に関連する論題を取り扱った第十章「生命保護に関する討議」に触れておこう。功利主義の眼からは、「人格」のみが、即ち、怪しい括弧付きの人格のみが生命権（生存権、生きる権利）を有する。これは存在論的な人格概念ではなく、認識論的・意識論的な人格概念であって、これによって人格と人間とが分離され、人格であるとは何かの性質なり能力を有することとされる。例えば、理性的能力（合理性、理性性）Rationalitätを人格の指標とすると、これを欠く者は人格でないのだから、如何様に処分しても差し支えないのである。胎児や嬰兒よりも類人猿の方が「より人格」である！潜在可能性理論という名のやや手の込んだ理屈を捏ねまわすことによって、胎児の殺害は非難すべきことではないとされる（一九五―二〇二頁）。

例えば、潜在的な国王が現実の国王の諸権利を持ちはしないということ根拠にして、従って、潜在的な人間（やがて出生するであろう人）である胎児は、現実の人間の諸権利を同様に持ちはしないのだという議論はどう考えるか。この議論の前提には、生存するということは統治することと同様に、行使したりしなかったりする権限や活動であるという考えが潜んでいる。

しかし、これは成り立たない。「人間はその生存期間の経過の内に、生きる能力を獲得するのではない。何とならば、人間は既に生きていなければならないのであるから。生きることに、実存することは、獲得可能な能力でもなければ活動でもない。そうではなく、能力や活動の獲得や行使のための「前提となる」可能根拠である。」（二〇五頁）。他にも詳しい議論があるが省略する。

第四章「身体的・人格的存在としての健康な人間と病気の人間」も唆暖に富む記述に満ちている。人間を「人格的存在」personales Wesenと基本的に捉え、その観点から、「関係的な」存在であり、又本質的に「共なる」人間であることを述べる。「関係性」Relationのみならず「語りかけられる性格」Ansprechbarkeitも人間にとって構成的である。例えば子供であることが人間であることであると著者が語るとき、その「子供」とは、発達心理学的な概念としてではなく、存在論的関係概念として提示されている（これは、村井実の人間概念としての子供概念に通じる）。我々が他者への関係を事実として受容できるようにするのは、実は我々が既にその事実先んじて共同存在としての人間であってしまっているからなのである「変な言い回しであるが、ニュアンスを伝えたいため、敢えてこのように表現する」。我々が言語を獲得する以前に、既に語りかけられる存在である。語り、我々が経験している世界で、我々に語りかけてくるものが人間であれその他の自然であれ事物で

あれ、それに対して我々が態度を採ることが出来ることによつて、それらが我々に語りかけているのである。二つの事実の並立がそこに見られるのではない(六三—六五頁)。これに続き著者は、時間連関、世界連関を論ずる。そして、身体を「人格的な世界への開放性の本質の媒材」Wesensmedium personaler Weltoffenheit)とて詳述する。この本質の規定こそが「私は私の身体である」ことと「私は私の身体を有する」ことを解明する(六五—七五頁)。さて、WHOの健康の定義は有名であり、そしてそれには固より積極的な意義が認められねばならない。即ち、健康をめぐつて社会的次元をそこに組み込んだという意義が。しかし、難点も持ち込んでいると著者は言う。WHOの定義を字義通りに受け止めると、誰一人として健康な人間など存在した例がない。「健康はここでは基礎的な善と理解されてはおらず、最高善に祭り上げられている。幸福な生を可能にすることとしてではなくこれと同一視されている。」(七五頁)。応用自然学としての医学は健康と病気を有機体ないし組織の生物学的有能性を顧慮して規定する。しかし、著者が注意を促すように、機能的な病氣概念は「記述的、方法論的に還元された概念」(deskriptiver, methodisch-reduzierter Begriff)である(七七頁)。そして機能的概念としての健康と病気に即して語るならば、病氣であるというのは、その機能が通常と違つた仕方で働いているということの意味するだけである。しかし、我々の問題とする「病氣」と「健康」は、何よりも「組織(器

官)(Organ)と「組織体(生物)(Organismus)でもなく、人間(Mensch)という主体である。「誰かが、名前で呼ばれ得る人間が生きており、健康であり、病氣になり、快復するのである。」(七九頁)。医者に援けを求めているのは、人間の有機体ではなく、自分が病氣であると感じている誰か(Jemand)なのである。最近では常識になつていと思うが(そう私は願うが)、病氣ではなく、共同存在者である病氣の人間が治癒快復するのである。哲学的に示唆的記述が更に続く。もう少し著者に聴こう。病人は医者に援けを求める。行為を導く概念は規範的実践的(normativ-praktisch)である。従つて、「病氣」とか「健康」という概念は、第一次的には規範的実践的な概念であつて、それが記述的要素を伴うのである。「従つて、健康であることには、重荷を背負うこと、苦惱を引き受けること——苦惱する者が病氣であるとは限らない——、矛盾するものを耐え抜き、最終的に死を忍ぶ能力が含まれる。」(八四頁)。反省を迫る独自の見解が随処に見られる。第四章では障害、生命の質をも論じている。

第五章「医者と患者の関係」は、共同存在である人間の相互関係のうちで「医者と患者」という特別の人間関係を論じる。苦境と救援という根源情況が、苦境を取り除き、せめて緩和することを呼びかける。この情況が行為情況であるのだから、医療行為、治療行為、介護行為などの「当為の源泉は苦境にあつて援けを必要としている共同存在たる人間の実存」それ自体で



ある。根源情況に対する応答としての医療・治療・介護は、従って、どんなに医療情況が変遷しようとも、その本質は不変である。医療のエートスは「配慮」Fürsorgeである。「ヒポクラテスの誓い、参照」。配慮のエートスは子に対する父親の關係に類比的に理解されるが、ここにも勿論パターナリズムに連関する諸問題がある(九一―九三頁)。又、患者の自律原理に関連しても様々な問題が発生する。その他、患者への説明が実存的な決定の援けになることやその説明の内容と範囲であるとかそれを含む対話・相談の限界や方法などが論じられる(九八―一一二頁)。

第六章は「治療実験、人体実験、倫理委員会」と題される(一一一―一三三頁)。倫理や倫理学など研究の邪魔でしかないという技術信奉者の異議に対して、ベルトナーは「研究は決して価値自由ではない。研究は人間の活動として常に倫理的観点の下で判断されるべきものである。」と応えている(一一八頁)。研究の自由ではなく、人間の尊厳が最高原理でなくてはならない。周到な科学者の自律の検討から更に倫理委員会の課題に著者は論究していく。

第七章は「予測医学」を論ずる。広義における予測医学は、健康と寿命、健康を害する生活形態の危険度、その予防方法を取り扱う。狭義においては、ヒト遺伝学がもたらした知見、即ち、認識可能な病気の発症以前に危険判断を説明することが問題とされる(一三三頁)。著者は予測医学の倫理的問題性を先

ず一般的に論じた(一三四―一三五頁)後で、具体的問題に付け入る(一三六頁以下)。その中に、出生前診断、及び、着床前診断が含まれている(一四三―一五九頁)。

第八章「遺伝治療」は、体細胞遺伝治療と生殖細胞遺伝治療を、そして当然ながら影響のより根本的で甚大な後者を詳細に論じている(一六〇―一七〇頁)。

第九章「ヒト」胚研究」は、余剰胚の研究利用をめぐる賛否両論を紹介し、更にクローン問題を論ずる(一七二―一九四頁)。

第十章は既に(第三章に続いて)紹介した。

第十一章「臓器移植」(二二―二五〇頁)において著者は、死体からの移植と生体からの移植を分け、前者に連関する「死の判定基準」の問題として部分脳死 Teilhirntod を斥け、全脳死 Ganzhirntod を人の死と理解する。生と死の主体として人間は生きて、死んでいき、死者となる。著者が言いたいのは、恐らく、脳が死ぬというのは誤用であること、死ぬのは掛け替えない一人の人物であるということの確認であろう。それで「生命とは(生きるということは)人間の属性ではなく、その実存様式である。生命の喪失は実存する人間の変化を何らもたらさず、その死を意味するのみである。変化することは実存することを止めることとは区別されるべきである。」(二二一頁)と云うのであろう。こうした一般的な考察に基づき、ヒト胚及び胎児の組織の移植、異種臓器移植などの問題に説き及ぶ。

第十二章「死に逝くことと死」(二五二―二八六頁)は本書中でもっとも頁数の多い章となっている。著者はさすが一流の哲学者だけあって、本章において、欺瞞的な語法を一々俎上にのせて吟味する。そういう中で最近流行りの *Sterbehilfe* (業界の訳語では「臨死介助」?) を退け、むしろ旧来の *Euthanasie* (安楽死)、*Sterbebeistand* (死に介添えすること)、*Sterbebegleitung* (死に寄り添うこと) といった用語を勧めらる。こうした傾向はヴィーンの IMABE に関わりを有する学者にはほぼ共有されているようであり、私も同感である。本章と実質的同じ内容の主張が、先に紹介した拙訳論文にさうとう詳細に展開されているのでご参照下されば幸いである。

第十三章は「医療制度における資源の分配」と題されている(二八七―三二二頁)。邦語では「合理化」と「配当(割り当て)」は相互に直ちには結びつかないが、ドイツ語ではそれぞれ *„Rationalisierung“* と *„Rationierung“* となるためである。語義の比較検討が書かれている。もちろん、ここでは配当ないし分配が主題となるため、その後は後者の吟味検討がなされる。ミクロ次元とマクロ次元の両次元から倫理的諸問題の検討がなされている。

.....

巻末の語彙集(三二七―三三三頁)について述べておく。私は医学用語についての吟味力は持ち合わせていないが、哲学倫理学関係の用語をみると【例えば *Ethik, Ethos, Moral, Sittlichkeit,*

*Gewissen, Gerechtigkeit, Dualismus, Individuum, Monismus, Potentialität, Präferenzutilitarismus*】その解説は簡潔どころかも正確である。著者の奥さんが医者であることを考慮に入ると、医学用語も信頼に足る語釈が与えられていると見ることができであろうから、この語彙集は非常に重宝するのではないかと私は思う。

#### 四 結び

尚、念のために繰り返しておくが、「自然法」*das Naturrecht* という用語を用いているから自然法論者であるとか、或いは自覚的反自然法論者であるとか、逆に又、「自然法」という用語が見られないから自然法論者でない、などは言えない。例えば、ヨハネス・メスナーの『*Das Gemeinwohl*』という約二七〇頁の書物は、全篇自然法論の観点から起草されているのであるが、「自然法」という語が登場するのは、ほんの数か所に過ぎない。またまった記述といえば、それも二頁ちよつとの分量が二四五頁以降に確認できるだけである。しかし、彼は歴とした自然法論者である。ペルトナーも同様である。そしてここに紹介してきたヴィーンを拠点に活躍している学者の多くが存在論的な伝統に立脚して論陣を張っていることを想わねばならない。しかし、文字に拘泥し実証を事とする者の眼にはこうした事態は、或いは見えぬことであり、なかなか承服できないことであるかも知れない。

以上、ヴィーンを拠点として活躍する研究者の著作を三冊紹介してきた。その中心人物の一人がヴィーン大学教授ギュンター・ベルトナーであること、そしてこの書評で中心を占める三冊目として彼の単著を取り上げて少し詳細に紹介した。読者にこうした思想家たちが健在していること、その活動の一端、それが注目に値するであろうこと、こうしたことを感知して頂けるなら、この書評は無意味ではない。